

裁定制度の在り方等について

(1) 現状等

○ 裁定制度について

権利者不明の場合でも著作物を利用できる制度として、著作権法では、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合において、文化庁長官の裁定を受けた上で、著作物等の通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に著作物等を利用することを可能とする裁定制度が設けられている（法第67条）。

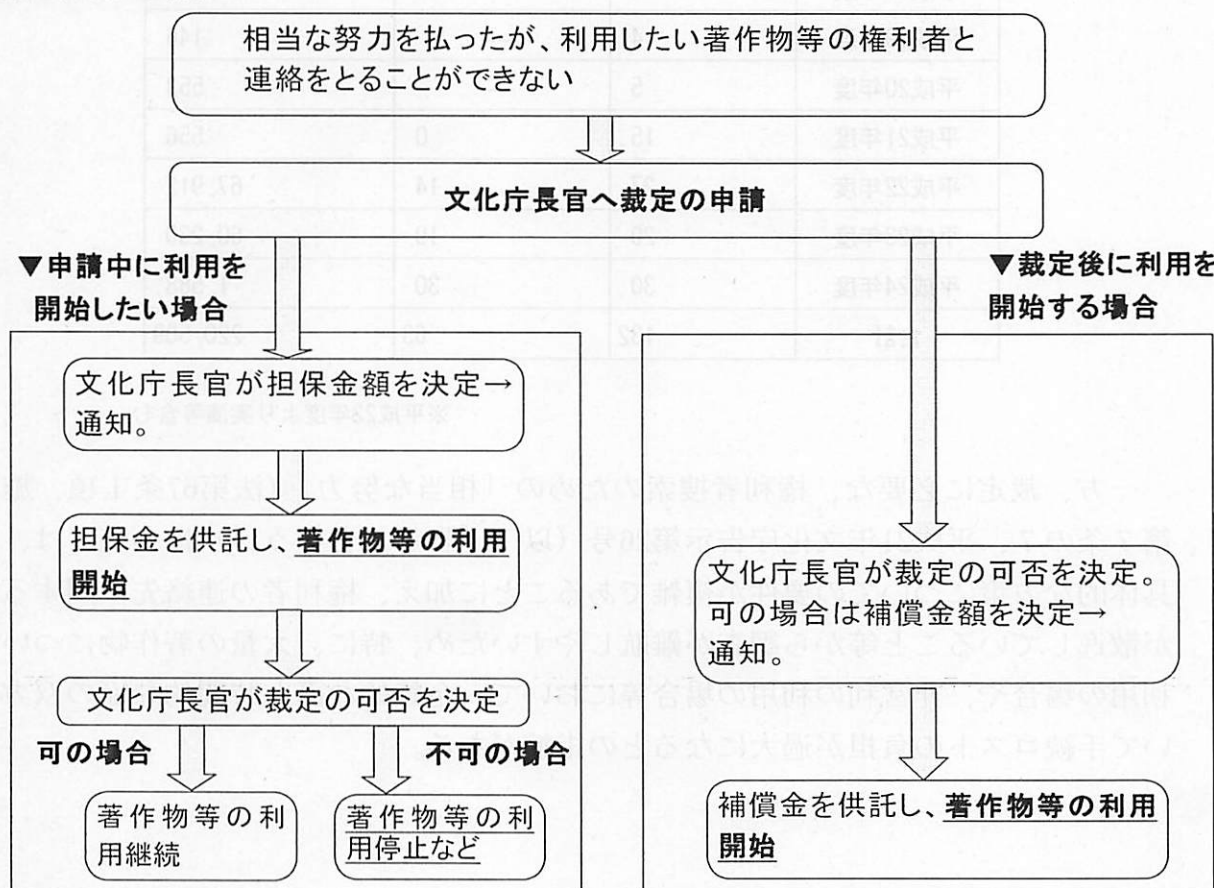
裁定制度については、従来、実演家等の著作隣接権者の所在不明の場合には適用されないことに加え、裁定結果が出るまでに時間がかかるとの指摘がされていたため、平成21年の著作権法の一部改正において、制度を見直し、

①裁定制度を実演等にも適用

②裁定申請中であっても担保金を供託することにより著作物等の利用を開始できるよう措置した。

さらに、実際の手続についても、権利者搜索のための「相当な努力」について、施行令及び告示において具体化・簡素化し、これをわかりやすく「裁定の手引き」に記載する等して、利用者負担の軽減と利便性の向上を図った。

[裁定制度の手続]



この改正により、実演家の所在等が不明な過去の放送番組等を二次利用することが可能になるとともに、より迅速に著作物等の利用が開始できるようになったため、申請件数は増加した。

【裁定制度の利用実績】

年度	裁定件数	うち申請中 利用件数	対象著作物等数
昭和47年度	7	—	7
昭和48年度	1	—	1
昭和49年度	2	—	2
昭和52年度	4	—	6
昭和53年度	2	—	2
昭和54年度	1	—	1
昭和57年度	1	—	1
平成元年度	1	—	4
平成5年度	1	—	1
平成11年度	5	—	10,835
平成12年度	2	—	3,534
平成13年度	2	—	2,547
平成17年度	2	—	72,583
平成19年度	4	—	146
平成20年度	5	—	553
平成21年度	15	0	556
平成22年度	27	14	67,912
平成23年度	20	19	60,230
平成24年度	30	30	1,588
合計	132	63	220,509

※平成22年度より実演等含む。

一方、裁定に必要な、権利者検索のための「相当な努力」（法第67条1項、施行令第7条の7、平成21年文化庁告示第26号（以下「告示」という。））については、その具体的な方策についての要件が複雑であることに加え、権利者の連絡先に関する情報が散逸していること等から調査が難航しやすいため、特に、大量の著作物についての利用の場合や、非営利の利用の場合等において、金銭的な面と時間的な面の双方についてコストの負担が過大になるとの指摘がある。

「相当な努力」についての具体的な方策]

① 権利者の連絡先に関する情報の取得（下記ア～カのすべてが必要）

ア 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧

（施行令第7条の7第1項第1号、告示第1条第1号）

イ ネット検索サービスによる情報の検索

（施行令第7条の7第1項第1号、告示第1条第2号）

ウ 著作権等管理事業者等への照会

（施行令第7条の7第1項第2号、告示第2条第1号）

エ 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会

（施行令第7条の7第1項第2号、告示第2条第2号）

オ 利用しようとする著作物等の分野に係る著作者団体等への照会

（施行令第7条の7第1項第2号、告示第2条第3号）

カ 広く一般に対して権利者に関する情報提供を求めること

日刊新聞紙への掲載か、著作権情報センター（CRIC）のホームページへの掲載が必要（施行令第7条の7第1項第3号、告示第3条）

② ①により取得した情報等に基づいた権利者との連絡

→①及び②のいずれの措置をとっても著作権者と連絡できないことが必要。

※なお、①・②以外に、裁定申請1件あたり申請手数料13,000円の納入が必要となる。

また、仮に上記の「相当な努力」の要件を満たしたとしても、申請する際に利用者が提出する補償金額の算定が困難な場合があるといった指摘や、裁定中申請によりある程度の迅速化は図られたものの、なお、利用可能になるまでにかかる時間が長いといった指摘もある。

（2）裁定制度の見直しに関する提言等

○ 知的財産政策ビジョン（平成25年6月7日知的財産戦略本部決定）における記述

孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化によりその利用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定制度の在り方を見直し、権利者不明の立証負担の軽減や標準処理期間の短縮などにより、手続きの簡素化、迅速化を推進する。

○ 知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会における議論

平成25年1月に行われた知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会（第2回）において、委員から、裁定制度が使われていない理由として、申請から許可まで何か月

もかかることや、補償金額の算定に前例がなく難しい問題であることが挙げられ、現行制度を抜本的に見直すべきである旨の発言があった。また、国立国会図書館による裁定制度を利用したアーカイブ事業には多額の費用がかかっており、民間の小さなアーカイブには難しいことから、EUの孤児著作物指令等も参考にしつつ、文化の保全の主体も含めて検討すべきである旨の発言もあった。

(3) 検討事項

(1) や (2) で挙げられた事項を踏まえ、裁定制度をどのように見直し、手続きを簡素化・迅速化することが考えられるか。

また、デジタル・アーカイブの取組等も踏まえつつ、権利者不明の場合に著作物等を利用できる制度として、新たな対応策を考える必要はあるか。

【参考】EUにおける孤児著作物指令の制定・発効^{*1}

- 権利者不明著作物のデジタル化と国境を越えた流通を促進するため、EUでは、2012年10月に孤児著作物指令（以下「指令」という。）を成立・発効させた。
- 指令の主な特徴は下記の通り。
 - ①権利者不明著作物の利用目的と主体を限定したこと
 - ・主 体：加盟国で設立されている、公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、博物館のほか、文書館、フィルム又は音声遺産の保存機関、公共放送機関（指令第1条）
 - ・利用目的：公益的な任務に関する目的を達成するため（同第1条）
 - ②利用前の「入念な調査」の要件を設けたこと
 - 入念な調査を、「問題となる著作物その他の保護される主題の分野における適切な情報源（各加盟国が権利者や利用者に諮問して決定）を調べながら、各々の著作物その他の主題に関して誠実に行う」必要がある。
 - ③加盟国間における権利者不明状態の相互承認を要求したこと
 - 一の加盟国において権利者不明著作物と認められた著作物又はレコードは、すべての加盟国において権利者不明著作物とみなされる（指令第2条）。
 - ④適法に利用できる行為態様を限定し、かつそれを権利の制限又は例外として位置づけたこと
 - 加盟国は、図書館等の諸機関による一定の利用行為（公衆に対して利用可能とする行為と一定の目的による複製行為）について、許された行為として、権利の

*1 平成24年度文化庁委託事業「諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究 報告書」（平成25年3月、情報通信総合研究所）より要旨を抜粋。

「例外又は制限」を設けるものとしている（指令第6条）。

⑤権利者判明後の公正な補償金の支払を要求したこと

孤児著作物指令は、強制的な利用許諾や法定利用許諾が与えられるわけではなく、利用に関して対価を求めないことを前提としているが、権利者不明状態を終了することになった場合には、公正な補償金の支払が義務づけられている（指令第6条）。

⑥見直し条項を設けたこと

欧州委員会に対して、権利情報源の発展についての定期的な審査を続けること、2015年10月29日までに、利用主体や権利者不明著作物の対象の範囲の拡大可能性について検討した報告書の提出を義務づけている（指令第10条）。

○ このように、指令が、権利者不明著作物の利用について、EU加盟国間における権利者不明状態の相互承認と、権利の制限又は例外として位置づけたことは大きな成果である。

○ 他方、指令は、主体が限定されるとともに、行為態様が限定されており、我が国の裁定制度よりも、権利者不明著作物に対する制度の適用範囲を狭めるものである。今後、加盟国においてそれぞれの要件を緩和して立法することは可能であるが、拡大した部分で生じた権利者不明状態について、他のEU加盟国は相互承認の義務を負わない点には留意が必要である。